

◆事務所の設置に関する注意事項

行政書士は事務所を1か所設置しなければなりません。事務所とは行政書士が行政書士業務を現実に処理する場所をいいます。（社員行政書士及び使用人行政書士は行政書士業務を行うための自己の事務所を設けることはできません。）個人開業行政書士は、事務所を2か所以上設けることはできません。

1 自宅に事務所を設置する場合

- 居住スペースと事務所スペースを明確に区分する必要があります。例えばリビングは家族等が出入りする場所であるため、行政書士事務所として秘密保持ができないと考えられます。よってリビングを行政書士事務所とすることは、原則的に事務所の適格性を欠くと判断されます。
- 玄関から事務所スペースに至るまでにリビングを通らなければならない場合は、パーテーション等で間仕切りをし、事務所までの独立した通路を確保しなければなりません。
- 独居の場合でも、行政書士事務所としての品位保持の為、同様に居住スペースと事務所スペースを明確に区分する必要があります。

2 レンタル（賃貸借契約）オフィスを利用する場合

- 執務スペースは鍵付きの区切られた部屋であること。
- 郵便物が混ざらない状態であること。
- 行政書士事務所としての表示ができること。
- 執務スペースの形態や契約内容（使用目的や使用期間等）によっては行政書士事務所として不適格と判断される場合があります。ご不安のある場合は**契約前**に事務局へお尋ねください。



3 他の法人等の事務所内に行政書士事務所を設置する場合（共同・合同事務所を除く）

- 守秘義務の観点から、行政書士業務を行う事務所として、独立性が確保され、位置・区画等が明確にされていることが必要です。
- 事務所の位置や区画が不明確な場合は、事務所独自の出入口を設けたり、間仕切りを設ける等の方法により構造の改善を図り、事務所として明確に区分し、独立性を確保する。
- 可能であれば郵便受けを他の法人と別に設置する。
- 不特定多数の依頼者が行政書士事務所であることを認識できるようにする。
- 行政書士業務が、その法人等の支配下に服さず、かつ一般の利用者を拒むことがなく、事務所機能を確保できる必要がある。
- 誓約書（書式8）の提出が必要になります。

4 共同事務所または合同事務所を設置する場合

- 共同・合同であっても、あくまでも個人事務所の集合体であり運営は別です。原則として執務スペースが明確に区切られていること。
- 事務所を以下の形態で使用する場合には共同・合同届出書（書式7）及び誓約書（書式10）の提出が必要になります。
 - 《共同事務所》…他の行政書士又は行政書士法人と同じ部屋に事務所を設置する場合
 - 《合同事務所》…他の士業者又は他士業士法人と同じ部屋に事務所を設置する場合

5 他士業と兼業する場合

- 他士業との兼業の場合は、事務所を同一場所に置いてください。また、宅建業等より厳格な事務所設置基準を設けている場合がありますので、**事前に**各士業団体等に問い合わせてください。